

令和3年度

## 第1回 高森町農業委員会 議事録

令和3年4月22日(木)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員

- |          |                              |          |          |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利  | 2 樋口 美代子                     | 3 松島 浩子  | 4 林 勝幸   |
| 5 竹内 節男  | 6 小川 健二                      | 7 原 寿彦   | 8 光沢 英文  |
| 9 中塚 俊文  | 10 原 正樹                      | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> |          |          |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

- |          |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 |         |          |          |

合計 19 名

### 2 欠席委員

### 3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢／事務局：龍口、山下

産業課農業振興係

係員：下原

営農支援センター

所長：林／専門員：松村

### 4 会議への附議事項

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（報告）

議案第2号 農地法第3条の許可申請（審議）

議案第3号 農地法第4条第1項の許可申請（審議）

議案第4号 農地法第5条第1項の許可申請（審議）

議案第5号 経営基盤法第18条の農用地利用集積計画(4月分)（審議）

## 5 議事内容

議 長 　ただ今から第1回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午後3時00分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、17番及び18番をお願いします。

それでは議案第1号、農地法第18条第6項の通知。これについて、皆さんからご質問やご意見はありますか。これは届出案件になりますが、担当委員の方から何かありますか。

よろしいですか。この議案は通知案件ですので受理といたします。

続きまして議案第2号、農地法第3条による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

19番 　地図をご覧ください。場所は牛牧、上段道路の野の花亭付近で少し湯ヶ洞温泉に近いところになります。ここは上段道路が開通した際の残地であり、既に譲受人が管理しています。平らなところの地目は水田で、法面が原野となっており、水田と原野を含めて取得をしたいということです。既に上段道路が開通して時が経っていますが、なぜ、今頃になってから申請するのかというのは、当時は、譲受人が勤めに出ていて、農地が荒れていることもあり、譲渡についてお互いに合意はあったが、申請時点で事務局の許可が得られなかったため現在に至ります。本人は去年退職し、本格的に農業に取り組んでいるので問題はないと思います。以上、ご審議をお願いします。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第2号の1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは2番、3番につきまして、説明をお願いします。

6番 　地図をご覧ください。場所は松源寺、フルーツラインのファミリーマートを東側に入りまして400m位行ったところであります。以前、申請地の間に広い道路があきまして、お互いの土地がクロスで残った状態です。40~50年前に道路が開通したが、ずっと放置していたという状況になっており、最近になって申請をしないといけないということで急遽申請手続きをしたところ。申請人Aさんの土地は、道路の関係で変わりが、今月一部分筆をし、残りの面積が27平米です。申請人Bさんが11平米です。お互いにクロスして交換すれば都合がよいとのことで、無償で交換しようという話ができており、現在に至っ

ています。道の両サイド片方が土手で片方が果樹園の入り口であります。2者とも農業関係をやっているのです、問題はないかと思えます。ご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第2号の2番、3番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 1号議案の売買単価はいくらか。

19 番 詳しいことはわからないが、わずかな金額であると聞いている。

事務局 申請書では総額 125,000 円となっているため、平米 1,000 円という単価になると思います。

議 長 続きまして議案第3号、農地法第4条第1項による許可申請。1番、2番につきまして、説明をお願いします。

16 番 地図をご覧ください。申請地は山吹の中央線沿い、領法寺の入口になります。今回申請に上がっている2か所はどちらも同一人の申請になりますので一緒に説明をいたします。申請理由につきましては、自宅への進入路が狭く、進入路拡張のためですが、この2か所の申請地については、すでに道路の1部となっており、アスファルト舗装がなされています。これは、農振除外の際の経緯書記載のとおり、もともと赤線であった道ですが、車社会の到来により乗用車の通行が必要になり、たまたま家の周りが自分の畑であったため、自分で道路を拡張されたようです。昨年申請者の畑をお隣の領法寺に境内敷地として売却した際判明したことで、今回正式に申請するということです。現地の状況を見てもなんら問題はないと判断いたしました。以上、ご審議をよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

よろしいですか。それでは、議案第3号の1番、2番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 続きまして議案第4号、農地法第5条第1項による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

4 番 地図をご覧ください。フルーツラインの山吹保育園の北側の道を右に入ったと

ころです。譲渡人ですが、高齢になっており、今は譲渡人の管理する農地はほとんど遊休地になっています。今回譲渡人が「畑ができないから買ってこれ」ということで、譲受人が購入するという形になりました。譲受人は現在株式会社を運営しており、かなり大規模に経営しています。その関係で、農業機械やコンテナの置き場所が無いということで、空き家になっていた近所の方の土地の長屋にコンテナ等の農業用機械を入れていたが、断られたため、移転先を検討していたところ、今回の譲渡人の土地を購入し、軽微変更ということで、農業用の機械等を置く旨申請がありました。雨水に関しては地下浸透です。審議のほうよろしく願いいたします。単価は、坪あたり 2,450 円です。

事務局 補足します。農業用施設ということで、施行規則 29 条は「農業用施設は届け出」となっていますが、自己の所有地について 200 平米未満の施設に転用する場合であり、本案件はこれにあたりませんので、5 条の転用として申請されています。また、農振の関係は議席番号 4 番から説明があったとおり、農業用施設に用途を変更することありますので、それが軽微変更ということであり、あくまで農振除外せずに用途変更ということでご承知おきください。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

1 番 雨水は地下浸透ということだが、事業計画書(7)排水計画に図面から見ると、全面道路の側溝へ放流とされている。水利の許可はとってあるか。

4 番 水利の関係について、許可いただいています。

1 番 雨水は地下浸透してしまうのか。

事務局 補足します。当初の申請は確認していませんが、最終の申請書には計画書にあったように、町道の側溝への放流というかたちでお話をいただいています。地区の水利委員会の同意は得ていますので、計画自体の認可については、地域に同意いただいているということでよろしいかと考えます。

議長 よろしいですか。それでは、議案第 4 号を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。  
続きまして、第 5 号議案経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案の朗読は省略させていただきます。概要についてですが、議案番号第 12 番までは新規の集積案件となっております。図面等は添付していますのでご覧ください。7 番については、認定新規就農者の方になります。先月末になりま

すが認定新規就農者審査委員会の審議結果をもちまして認定が妥当とされており、最終的な計画調整というところを図ってございます。その中での認定新規就農者としての新規の借り受けです。9番から12番については、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業貸借となります。13番以下、再設定となります。ご確認をお願いします。

議長 よろしいですか。それでは、議案第5号を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午後3時20分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 17番 木下 洋子

議事録署名委員

高森町農業委員 18番 丸山 宏充